

(仮称)県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第三条
第一項第六号に規定する者を定める規則(案)に関する意見

令和 年 月 日

千葉県健康福祉部薬務課審査指導班 宛て

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

FAX : 043-227-5393 メールアドレス : kusuri8@mz.pref.chiba.lg.jp

※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

提出者	住 所	〒		
	氏 名※		電話番号	
	電子メールアドレス			

※法人にあつては、名称及び代表者氏名

(仮称)県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例第三条第一項第六号に
規定する者を定める規則(案)に関し、以下のとおり意見を提出します。

意見の内容